

vol.47-1 (通算 526号)

2017年4月号

やどかり

2017年4月15日発行

(毎月1回15日発行)

1987年12月19日第三種郵便物認可

発行人 公益社団法人やどかりの里

代表者 土橋 敏孝

〒337-0043

さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

定価 50円(含会費)

2017年度 やどかりの里活動方針

日本国憲法と障害者権利条約を柱に 誰もが暮らしやすい将来ビジョンを描く

・私たちを取り巻く状況

今年、日本国憲法施行70年という大きな節目の年である。改めて、日本国憲法と私たちの暮らしを照らし合わせて考えていく1年となる。例えば、東日本大震災から6年が経過したが、津波や原発事故で家族や住まい、仕事を失った人たちのその後はどうなっているのだろうか。憲法に照らして基本的な人権が保障されているのか、そうした視点で私たちの暮らしや社会のあり方を点検していく大事な1年である。

障害者自立支援法違憲訴訟の原告団・弁護団と国(厚生労働省)が交わした基本合意文書の第一項「障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定」にも「憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする」と明記されている。私たちにとって身近な存在である障害者権利条約と日本国憲法には共通する点が多く、この2つを咀嚼し、理解し、活用することを意識する1年となる。

2016年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(本部長が厚生労働大臣)が設置され、縦割りの制度の見直し、地域のあらゆる住民が支え合い、活躍できるコミュニティを構築すること、総合相談支援体制づく

り等、丸ごとに変換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革が謳われている。一見、地域共生社会はあるべき姿のようにも見える。しかし、介護を必要とする高齢者や家族の実態、国が言う「一億総活躍」ができるような社会基盤整備が進んでいるのか、障害のある人の他の者との平等は実現しているのか等々、現実を見ればさまざまな課題が山積していることは明らかだ。

第193通常国会で審議予定の法案の中でも注視すべき2本の法律がある。1つが、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(通称、地域包括ケア強化法案)である。介護保険法、医療法、社会福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法など31本の法改正が含まれる一括法だ。介護を必要とする高齢者の自立を促し、介護給付費を減らす自治体に給付金を出す仕組み、介護療養病床を転換し医学管理や看取りなどの機能と生活施設としての機能を併せ持つ医療介護院の創設、さらに、さまざまな問題を地域住民で解決することを求め、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスが受けられる共生型サービスを位置づけるといった内容である。

先に触れた基本合意文書には、介護保険優先原則を廃止すること、現行の介護保険制度との統合を前提とせず新たな福祉制度を構

築するとされている。共生型サービスは、事実上の統合と考えざるを得ない。

もう1つの法改正は、精神保健福祉法である。3年後の定時改定で、主に医療保護入院の制度についての検討が行われていたが、2016年7月26日に起こった相模原市の津久井やまゆり園での殺傷事件に大きな影響を受けた改正内容となった。改正の趣旨には、相模原市の障害者支援施設での殺傷事件の再発防止を掲げ、措置入院制度のあり方を大きく見直す内容となった。

この2つの法改正に共通するのは、障害者権利条約にある「他の者との平等」「誰とどこで暮らすかを選択する権利」「必要な支援を受ける権利」、そして「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という原則がどこにも見当たらないことだ。出発点が財源論であったり、社会の治安維持であったり、動機が不純だからであろう。

・やどかりの里活動方針

日本国憲法と障害者権利条約は、やどかりの里の活動の方向性を描いていく時に、ますます重要な2つの指針となることを確認したい。

やどかりの里は、創立45周年の節目に、家族と暮らす40代の人への調査、やどかりの里に登録する単身生活者への調査を実施し、昨年1年間、この調査結果の共有に努め、これまでのやどかりの里の実践を土台にしながら、50周年に向けての活動ビジョンづくりを始めている。

そうした中で、見沼区中川にあるサポートステーションやどかりの道路を隔てて東側の土地購入(474.95㎡、143.92坪)が、2017年3月4日の理事会で承認された。

この土地には既存住宅があり(土地東側)、この土地利用の第1期計画としては、西側の約半分の土地にグループホームの建設を予定している。

やどかりの里のグループホームはこれまですべて賃貸物件だった。入居する人たちの高齢化などを視野に入れると、バリアフリーの住居と手厚い支援態勢が必要とされていた。

そのニーズに応じていくグループホーム建設であり、土地購入のための借入準備、さいたま市との協議、さらには国庫補助協議、建築費の自己資金集めなど、やどかりの里全体で対応していくことになる。

1. 将来ビジョンの構築、共有

単身生活者への訪問調査、家族と同居する40代のメンバーへの状態調査を共有する中で、ビジョン検討が進められてきた。今年度は引き続き、やどかりの里の5つの課題、活動理念に基づく実践、経験の蓄積をもとに、創立50周年を見据え、将来ビジョンを描き出す。やどかりの里のメンバー、家族、職員、理事が話し合いを重ねる中で、将来ビジョンを描き、共有しながら、具体的な活動計画を明確にしていく。

2. 日本国憲法と障害者権利条約をもとに日本の社会保障や精神医療・保健福祉のあり方を考える

1) 地域包括ケア強化法案について

障害があったり、高齢になって何らかの支援が必要になったときに、お金のあなしに関わりなく、必要な支援はだれでも享受できることが基本である。しかし、介護保険を利用する高齢者(何らかの支援が必要な高齢の障害者)の実態は、障害者権利条約の示す誰とどこで暮らすかの権利、必要な支援を受ける権利を享受できない状況がある。まずは障害のある高齢者の実態を知ること、必要な支援を受ける権利をどう獲得していくのか、高齢分野の人たちと協力しながら、考え、行動していく。

2) 精神保健福祉法改正案について

今回の改正は、社会の治安維持に傾き、措置入院制度を大きく変更するものである。日本国憲法が示す基本的人権や法の下での平等などが大きく侵害される。今示されている法案には精神障害のある人の人権擁護という仕組みが見当たらない。このまま法改正が進むことは、精神障害のある人に対する偏見差別を助長し、権利侵害の恐れがある。この法案の問題点を多くの人たちと共有し、当事者、家

族，専門職などが連携し，障害者権利条約に逆行する動きを止める運動に関わっていく。

3. つながり キーワーズに活動を発展させる

やどかりの里の各活動は，メンバーのニーズから出発し，地域の人たちに必要とされる事業であること，地域の人たちがさまざまな形で関わる活動であることを目指してきた。具体的には，

やどかり農園の活動を昨年寄贈された土地の活用も含め，法人全体で横断的に取り組み発展させること。

3か所の地域活動支援センターの連携を進めつつ，地域との交流をメンバーとともに展開していくこと。

6か所ある働く場やサポートステーションやどかりは，地域とのつながりを意識しつつ，互いに連携しながら事業を充実させていくこと。

さいたま市の相談支援事業を受託する障害者生活支援センターは，さいたま市コーディネーター連絡会議と協力しながら，さいたま市で構築してきた相談支援体制を土台にノーマライゼーション条例の具体化に寄与していくこと。

メンバーや家族の高齢化，親からの独立を視野に入れて，グループホーム，日中の活動，訪問型の支援のあり方を検討していく。既存の活動の幅を広げることで対応できること，新たな仕組みの構築が必要なものなど，整理しながら，優先順位を考えつつ，具体的に取り組んでいくこと。

・各事業計画

1. 事務局

1) 総務

公益社団法人の本部事務及び各事業所の活動は関係法令を遵守した運営を継続する。「マイナンバー制度」の施行により，本年度は個人の税務処理，社会保険手続に本格的利用が始まる。規程により適切に対応していく。

職員の処遇改善は，法令では対象事業所が限定されている。対象外の事業所においても

処遇改善が実施できるよう対応していく。

2) 財務

財務処理及び税務処理については顧問税理士と綿密な連携を図り適正に進めていく。本年度の予算規模は5億7600万円。

(1) 公的な資金について

大きな収入を占める障害者総合支援法に基づく個別給付事業は，日額払いの制度であるため利用状況により大きな影響を受ける。複雑な請求事務ではあるが，現場担当者と相談し正確な処理を行っていく。一方定額で運営する地域活動支援センターと障害者生活支援センターは本年度も補助金等の増額はない。引き続き厳しい運営になるが，収支相償の枠の中で対応していく。

(2) 資金獲得活動

新たな土地購入，施設建設のために長期借入金の導入と短期の個人からの借入れも必要になるだろう。寄付活動を活発化させ，これらの資金管理を行っていく。

2. 相談支援活動

地域の相談窓口として，障害のある人，家族，関係機関からの相談に対応し，障害のある人やその家族が地域で孤立することなく安定した暮らしを送れるよう，関係機関と連携して支援を進める。今年度は，以下の3点に重点的に取り組む。

1) 地域の相談支援機関としての役割

障害者生活支援センターには，地域で孤立しがちな状態にある障害のある人からの相談が寄せられる。特に，幼少期に必要な支援が届かなかったことや，ライフステージの切れ目で支援が途切れたことで，大人になってからさまざまな困難が浮き彫りになる場合も多い。そのため今年度は，成人期を見据え，早期に必要な支援が届くよう，特に児童期の専門機関との連携を深め，世帯を支える取り組みを進める。

2) 虐待・差別への対応

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライ

ゼーション条例)に基づき、虐待・差別の相談窓口としての対応を行う。今年度より全区に権利擁護支援員が配置されることから、これまで配置がなかった見沼区においては、権利擁護に基づく相談支援のより一層の強化を図る。各区とも、権利擁護、虐待防止の視点を軸に、引き続き関係機関と連携し適切な相談支援を行う。

3) 相談支援から見えてきた課題を制度に結び付ける

相談支援は、制度の谷間にいる障害のある人や家族、支援に結び付かず、孤立している人たちと出会うことが多い。多くが既存の社会資源では支えることが困難であり、新たなニーズ、複雑なニーズを抱えている。相談支援から見えてきたニーズをやどかりの里全体で共有し、やどかりの里のビジョン構築に反映させていく。さらに各区のサービス調整会議や相談支援連絡会議でも共有し、さいたま市の課題として、さいたま市コーディネーター連絡会議と協力し、政策提言を行う。

3. 生活支援活動

多様な生活課題を持つ人たちのニーズに対応できるよう、多職種による連携や地域のコミュニティを活かした活動づくりを進めていく。既存のサービスにとらわれず、利用者1人1人の生活や活動している地域の中から、必要とされる新たな活動づくり、ニーズに応じた支援態勢のあり方を具体化していく。

1) 多職種による訪問支援チームを始動

昨年度は、訪問支援チームについての検討を始め、既存の居宅介護や訪問看護の仕組みとは異なる、あらたな訪問型支援のあり方について考えた。精神科医療だけでなく、他科の受診につながる人も多いこと、また、症状によって生活習慣を自分で組み立てることが難しい人が増えていることがわかった。今年度、健康増進プロジェクトチームを中心に、多職種による訪問支援に取り組む。実際に訪問支援をすることで、多様な視点で生活上の課題を捉え、1人1人の希望を叶えられるよう、生活に合わせた具体的な支援のメニュー

化、支援態勢の組織化を進める。

2) 地域活動支援センターの機能強化

昨年度は、3か所の地域活動支援センターが協力し、「里っこまつり」を開催した。その経験を活かし、今年度は特に、地域とのつながりを創り出す活動に取り組む。地域のニーズをつかみながら、交流企画や既存のコミュニティグループ等への参加など、各地域の特性を活かした「つながりづくり」を進める。また、法人内の事業所と連携し、登録者の「仲間づくり」を意識したやりがいを感じられる活動を創り出していく。

3) 地域移行・地域定着を進めていく

昨年に引き続き、さいたま市地域移行・地域定着支援連絡会議に参加し、市内障害者生活支援センターや精神科病院等関係機関と連携しながら、ピアサポーターの活用をさらに進め、市内6か所の精神科病院に入院している人たちの退院を進めていく。

4. 労働支援活動

精神障害のある人がどんな働き方をしたいのか、どんな仕事に従事したいのか、選択できる環境整備に努める。さらに地域との協働の仕事づくりを進めていく。

1) 事業所の連携を活かした仕事づくり

昨年に引き続き、各事業所が連携して、イベント参加や共同受注に取り組んでいく。やどかり農園の事業を中心に、野菜販売や種取りの作業など、新たな仕事を共同で取り組み、農や食を通じた分野を越えたつながりを構築する。また、昨年寄贈された見沼区片柳の土地の活用を法人全体で横断的に検討し、取り組んでいく。

2) 人生にふくらみを持たせる機会の創出

2015年に行った2つの調査から、人生の節目や生活のふくらみが感じられるような機会が大切であることが見えてきた。就職や還暦など、その人の人生における節目を意識した取り組みを具体化する。

また、労働支援活動の横断的な取り組みと

して、やどかりの里で働き始めたばかりの人が不安や思いを出し合う場などを設け、メンバー同士の支え合いの機会を広げる。

3) 企業就労を目指す人への支援

メンバーが働く場を利用する目的はさまざまである。ずっと長く働きたいという人もいれば、人とのつながりを大事にしたい人など実に多様だ。就労に向けて準備を進めたい人たちに向けては、就労移行支援事業所を中心に、自分を客観的に捉える体験の機会や、横断的な取り組みとしてグループ活動に取り組んできた。今年はそれに加えて企業に就労している人たちの集いを年に数回開催し、継続した就労を支えたい。

4) その人に合った仕事づくり

長く働く人の中には、加齢や障害の重度化により取り組める作業の幅が狭くなる場合もある。1人1人のニーズに合わせた仕事づくりや支援内容について取り組みを進めていく。

5. セルフヘルプネットワーク

1) メンバー交流会

例年通り、年2回以上のやどかりの里メンバー交流会を開催し、より多くの仲間と知り合い、語り合えるような交流を図る。メンバー交流会を企画、運営するメンバー交流会議を定期的で開催する。やどかりの里に関わるすべてのメンバーに呼びかけ、交流会議に参加するメンバーを増やし、つながりを大切に取り組んでいく。

2) 浜砂会

定例会と談話会の実施

定例会は主に学習会・困りごとの解決をし、談話会は会員の情報交換の場とする。

新年会、日帰り旅行、暑気払い、忘年会を開催し親睦を図る。また法人行事(バザー、餅つき大会など)に協力をする。日帰り旅行は会員の家族もいっしょに楽しみたい。

「家族による家族学習会」を行う。体験を語り合い、正しい知識や情報を得て、自分の世界を広げていく。

記念誌発行の委員会の立ち上げ。1977年に家族の会「浜砂会」が発足し、2017年は40周年を迎える。記念誌発行の委員会を立ち上げ、来し方を振り返り、未来への展望と活動を考えていく。

3) おやじの会

定例会を月1回実施し、各種情報・提案・近況報告、その他について、お互いの知恵を共有する。

やどかりの里の行う諸行事や活動に参加・協力する。

浜砂会の行う学習会や職員の説明会等に参加する。

精神保健の課題を市に要望するとともに、市民全体と共有するために公共機関と学び合う機会を模索する。

当事者の誕生日等に色紙を贈る。暑気払い、忘年会を行う。

6. クラブ活動

1) やどかりFC

フットサルの活動を通して、楽しみながら体を動かす機会や、さまざまな人たちとの交流の機会を創っていく。定期的に練習等の機会を設けながら法人全体に参加メンバーを募り、埼玉県内の精神障害者フットサルリーグ「Sリーグ」など大会への出場も目指していく。また、地域の夏祭りへの出店やフットサルクリニックへの参加など、メンバーが参加しやすい活動づくりを話し合いながら進める。

2) やどかりの里音楽隊「Stars & Dreamers」

障害者権利条約30条を意識し、音楽を通じた文化活動として取り組む。定期的な練習だけでなく、アートフルゆめまつりやこころの青空音楽祭などへの出演を目標に据え、充実感・達成感を共有する。自分たちの楽しみとしてだけでなく、聴かせることのできる演奏技術の向上を目指す。

7. 特別委員会

1) バザー実行委員会

10月8日(日)に開催を予定し、地元自治会や地域の方々と連携を図りつつバザーを実

行する。

2) 危機管理対策委員会

法人として予測される危機とその対策について協議する。特に、災害対策に関しては防災部会を設置し、災害時の対応やマニュアルの見直しを進める。また、活動ごとでヒヤリハットを集積、分析し、具体的な対策に当たる。

3) コンサート実行委員会

昨年度に引き続き、地域交流を目的に中川地域でのミニコンサートを企画・実施する。また、2018年度に資金獲得のためのコンサートの実施を目指し、その企画の検討や準備を開始する。

4) 権利擁護委員会

昨年度「やどかりの里の職員倫理綱領」を策定した。この綱領の理念が深まる研修会を

本年度も適宜開催していく。権利擁護の意味を実践現場で意識できるような取り組みとしたい。

5) グループホーム建設準備委員会

見沼区中川にあるサポートステーションやどかりの道路を隔てて東側の土地を購入(474.95㎡, 143.92坪)し、その西側の約半分の土地にグループホームの建設を進めていく。これまでの賃貸物件のグループホームでは難しかった、入居者の高齢化などに対応したバリアフリーで手厚い支援態勢を整え、住み慣れた地域で暮らしていきたいというメンバーのニーズにも応えていく。

グループホーム建設準備委員会を組織し、土地購入のための借入準備、さいたま市との協議、国庫補助協議、建築費の自己資金集めなど、やどかりの里全体にも呼びかけながら進めていく。

< 2017年度組織図 >

